

様式第5号（第7条関係）

第23回 前橋市入札監視委員会 定例会議審議概要

開催日	平成30年 2月 6日（火）	
開催場所	前橋市役所 3階 31会議室	
出席委員	西巻佐和子委員長、石渡聡委員、植木康夫委員、 関崇夫委員、宮寄文恵委員	
欠席委員	なし	
審議対象期間	平成29年 4月 1日 ～平成29年 9月30日	
抽出案件	件数	今回の会議においては、次のとおり審議が行われた。
条 件 付 一 般 競 争 入 札	1	<p>1 入札及び契約手続きの運用状況等について 前橋市入札監視委員会設置要綱第2条第1号の規定に基づき事務局より入札及び契約手続きの運用状況等の報告を行った。</p> <p>2 審議対象工事の抽出結果について 前橋市入札監視委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、抽出結果の報告が行われた。</p> <p>3 平成29年度上半期発注工事等の審議について 石渡委員より抽出された4件の工事について、前橋入札監視委員会設置要綱第2条第2号に規定する事項について審議を行った。</p> <p>4 その他 次回入札監視委員会の開催予定について 平成30年 7月10日（火）を予定。</p>
簡 易 型 条 件 付 一 般 競 争 入 札	1	
公 募 型 指 名 競 争 入 札		
指 名 競 争 入 札	1	
随 意 契 約	1	
合 計	4	
委員からの 意見・質問、それ に対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による 意見具申の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料について、毎回毎回充実してきていて非常にわかりやすい。</li> <li>・総合評価落札方式について、価格以外の評価点の下限を設定することで、企業側の努力にもつながると思う。全体的に評価が上がるよう価格以外の評価点の基準も検討してほしい。</li> <li>・老朽化における工事が多く発注されると思うが、発注方法、発注時期によっては金額を抑えられる可能性もあると思う。改修、改築、新築工事においても、発注後に発覚し、特命随意契約で追加工事として発注することは避けて、計画的に進めていただきたい。</li> </ul>	

## 別紙

質問	回答
入札及び契約手続きの運用状況等について	
<p><b>【委員】</b> 落札率集計表について、測量業務のB等級の落札率が低いが、企業努力によるものか、それとも入札金額が低かったのか。なにか傾向があるのか。</p>	<p><b>【事務局】</b> 測量のB等級の業務内容は、比較的簡易的な測量であります。 過度な競争が発生していることから、落札率が低い傾向にあると想定できます。</p>
<p><b>【委員】</b> 下限を下回った業者も、いるということか。</p>	<p><b>【事務局】</b> 参加業者が、最低制限価格を下回らないぎりぎりの価格で入札をしているため、最低制限価格を下回り、失格となった業者も数者います。</p>
<p>1 山王小学校プール改築建築工事 入札方式：条件付一般競争入札 工 種：建築一式 A 契約金額：107,000千円(税抜き)</p>	
<p><b>【委員】</b> 予定価格を下回った業者が1者だけだったのか。</p>	<p><b>【事務局】</b> 4者のうち3者が予定価格超過のため失格です。</p>
<p><b>【委員】</b> 予定価格の設定に、問題はなかったのか。見直しはできないのか。 総合評価落札方式は、品質の確保が重要であるが、価格以外の評価点が一番低い業者が落札者となっている。 予定価格を超過しただけで評価しないというのは残念と感じる。</p>	<p><b>【事務局】</b> 現状にあった適正な設計をし、予定価格として設定をしていることから、決して安すぎ、適正でないといったことはありません。 徴取した見積りと市場の価格に多少の誤差はあったのかもしれませんが、予定価格は適正であったと判断しております。</p>

<p><b>【委員】</b></p> <p>仮に、全者が予定価格の範囲内であったことを想定した場合、予定価格を超過した3者の価格点及び総合評点は、どのような結果になるのか。</p> <p>逆転をする可能性はあったのか。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>次順位に安い金額で入札した業者の価格点が73.3点、価格以外の評価点が11.75点であるため、85.05点となり逆転します。</p>
<p><b>【委員】</b></p> <p>価格点は、価格に応じて変わっていくものなのか。</p> <p>予定価格に一番近かった業者が75点なのか。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>価格点は、入札価格だけを評価した点数です。</p> <p>有効な金額の範囲内で一番安い金額で、入札した業者が75点です。</p>
<p><b>【委員】</b></p> <p>低入札調査基準価格というのは、この金額を下回った入札者を調査するのか。</p> <p>調査をした結果、適切でなければどうなるのか。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>そうです。</p> <p>低入札調査基準価格を下回り、失格基準価格を上回った業者に対して、調査を行うものです。</p> <p>調査の結果、不適切であると判断されれば、次順位を落札者とします。</p>
<p><b>【委員】</b></p> <p>総合評価点は何点以上か。</p> <p>点数の下限はないのか。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>総合評価点は、100点満点です。</p> <p>下限は、ありません。</p>
<p>2 本庁管内 下水道改築工事（国改第13号）</p> <p>入札方式：簡易型条件付一般競争入札</p> <p>工 種：土木一式</p> <p>契約金額：58,536千円(税抜き)</p>	
<p><b>【委員】</b></p> <p>老朽化によるものか、道路の拡幅に伴うものか。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>老朽化によるものです。</p> <p>設置されてから年数が経っているため、既存の管を掘り出して、新たに管に入れ替えると、膨大な費用、労力がかかるため、不具合が出る前に内側から補強を行うものです。</p>

<p><b>【委員】</b>  毎年行っている工事であるため、入札価格が予定価格と近い金額になっているのか。  業者側は、ある程度把握できるものか。</p>	<p><b>【事務局】</b>  ある程度の想定はできていると思われます。</p>
<p><b>【委員】</b>  耐用年数は、どのくらいか。</p>	<p><b>【事務局】</b>  約50年です。  耐用年数を超えたものうち、劣化が進んでいる順に改築をしております。</p>
<p><b>【委員】</b>  下水道関係の工事だけ、等級の区分を設定しないのか。</p>	<p><b>【事務局】</b>  専門性が高いため、下水道、路面表示の工事のみ、等級区分を設定しておりません。</p>
<p>3 六供清掃工場焼却炉附帯装置補修工事  入札方式：指名競争入札  工 種：機械器具設置  契約金額：35,640千円(税抜き)</p>	
<p><b>【委員】</b>  入札結果について、1者のみ予定価格を下回っていて、他の業者が全て予定価格を上回っている。これは、予定価格の設定が厳しかったのか。</p>	<p><b>【事務局】</b>  現場を周知している業者のほうが安く仕事を請負える可能性があると思います。  ただ、工事内容については、全者が施工可能であると考え、10者指名をしたものです。</p>
<p><b>【委員】</b>  見積りを徴取した業者は、見積金額と同じ金額で入札するものか。</p>	<p><b>【事務局】</b>  提出した見積金額よりも、やや安い金額で入札するというのが一般的であると考えております。</p>
<p><b>【委員】</b>  状況を把握している、見積りも出している、そういった業者は、他の参加業者よりも有利になるのではないか。</p>	<p><b>【事務局】</b>  最低でも3者以上から見積りを徴取することとしています。</p>

<p><b>【委員】</b></p> <p>3者から見積りを徴取したとしても、公平性は保たれるのか。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>土木工事については、複数者の見積りから平均値を出し、それを採用していますが、建築系については、複数者の見積りの中から、最安値を採用としているのが現状です。</p>
<p><b>【委員】</b></p> <p>機械の補修工事は、予定価格が設定しづらいため、見積りを徴取しているということか。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>そうです。</p>
<p>4 第一中学校建具ほか改修工事</p> <p>入札方式：随意契約</p> <p>工 種：建築一式</p> <p>契約金額：23,220千円（税抜き）</p>	
<p><b>【委員】</b></p> <p>南校舎の建具が防火設備になっていないことは、事前にわからなかったのか。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>北校舎を改築するための実施設計において、建築指導課と相談する段階では、わかりませんでした。</p> <p>設計がまとまり発注し、計画通知の審査の段階で、南校舎が防火設備になっていないことが判明したため、特命随意契約での発注となりました。</p>
<p><b>【委員】</b></p> <p>当初の設計で、北校舎と南校舎の改修を最初の段階でわかっていたら、現状より安い金額で発注できたのではないか。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>競争入札で単独工事として発注するより、約150万円の減額で履行できることから、特命随意契約での発注となりました。</p>

<p><b>【委員】</b></p> <p>授業中の工事となっているが、影響はなかったのか。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>学校と協議し、授業に影響がないよう、授業の時間帯、就業日を除き、施工したものです。</p>
<p><b>【委員】</b></p> <p>仮設校舎は、北校舎改築のために、新たに建てたものか。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>北校舎改築と記載されている場所に当初の校舎が建っていました。普通教室や特別教室があったため、北校舎の建替えに伴う解体作業の間、南校舎の南側にプレハブの仮設校舎を建て、授業を行っていました。</p>
<p><b>【委員】</b></p> <p>南校舎の防火設備は、北校舎と同じ材料を使用するのか。</p> <p>共通性があったため、随意契約にしたものか。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>防火性能、建具の改築につきましては、火に煽られた際の防火性能を求めて、透明なガラスではなく、網入りのガラスを使用するものです。</p> <p>材料としては、共通性があります。</p>
<p><b>【委員】</b></p> <p>耐震基準の診断については、検査が入っているが、防火性能の基準については、定期的に診断を行うものなのか。基準が上がってわかったのか。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>北校舎の建て替えに伴い、影響が出てしまったものです。</p> <p>今まで北側にあった建て替え前の古い校舎と南校舎は、法律上は離れた建物という扱いで、防火性能に問題はありませんでした。</p> <p>今回、北校舎の改築により、渡り廊下などを開放のものから建物として設置しました。別の建物ですが、近接している建物ということで、どちらかが火災にあった場合、お互いに防火できる性能が必要になったものです。設計の時点で認識が甘かったため、追加で随意契約とさせていただいたものです。</p>